

旧野方配水塔保存活用計画の策定について

平成22年1月に、国の登録有形文化財の指定を受けた旧野方配水塔について、老朽化に伴う修理を実施するため、文化財保護の観点から保存活用計画を策定したので報告する。

1 計画の目的

旧野方配水塔の保存・活用に必要な維持管理や修理、改修の為に、文化財として価値を有する部分を明確にし、保存の方針を定めることを主たる目的とするとともに、今後の公開活用方針のあり方を検討した。

計画の策定にあつては、学識経験者、行政関係者、東京都教育庁学芸員で構成する検討委員会を設置し、史資料の再収集と確認、広範囲な検討を加え、文化庁の確認を経て本計画を策定した。

2 旧野方配水塔保存活用計画

別紙1「旧野方配水塔（国登録有形文化財）保存活用計画（概要版）」のとおり

3 今後の予定

- | | |
|---------|--|
| 令和2年度 | 応急対策工事設計（危険度Sの部位の修理設計）
応急対策工事（危険度Sの部位の修理） |
| 令和3年度以降 | 具体的な活用方針の検討
修理に関わる設計及び工事（危険度A, B, Cの部位）
復元に関わる設計及び工事 |

第 1 章 計画の概要

(1) 登録有形文化財（建造物）の名称等

- ア 名称及び員数 旧野方配水塔 一棟
- イ 登録年月日 平成 22 年 1 月 15 日

(2) 構造及び形式

鉄筋コンクリート造、屋根コンクリートアスファルト塗、
建築面積 187 m²、石柵付

(3) 文化財の略歴

- ・ 1929(昭和 4)年竣工 東京 23 区北西部への水道水の分配を目的として建設
- ・ 1966(昭和 41)年まで配水塔として利用され、2005(平成 17)年まで 中野区の災害用応急貯水槽として利用
- ・ 1973(昭和 48)年に都水道局用地の一部が旧野方配水塔とともに中野区に引き渡される
- ・ 1975(昭和 50)年に区立みずのとう公園開園
- ・ 2010(平成 22)年に国登録有形文化財に登録

(4) 文化財の価値

ア 水道史上の価値

旧野方配水塔は、東京西郊に水道水を運んだ荒玉水道の歴史を伝えるものである。当時の配水方法として、高所に配水地を設ける例が多かったが、給水区域に適当な高所がない場合は配水塔が造られた。旧野方配水塔は、平野部の多い東京で、広範囲に水を供給するために設けられた施設である。

配水塔としては比較的初期の例であり、意匠が以降の配水塔の規範となっている。

イ 建築的価値

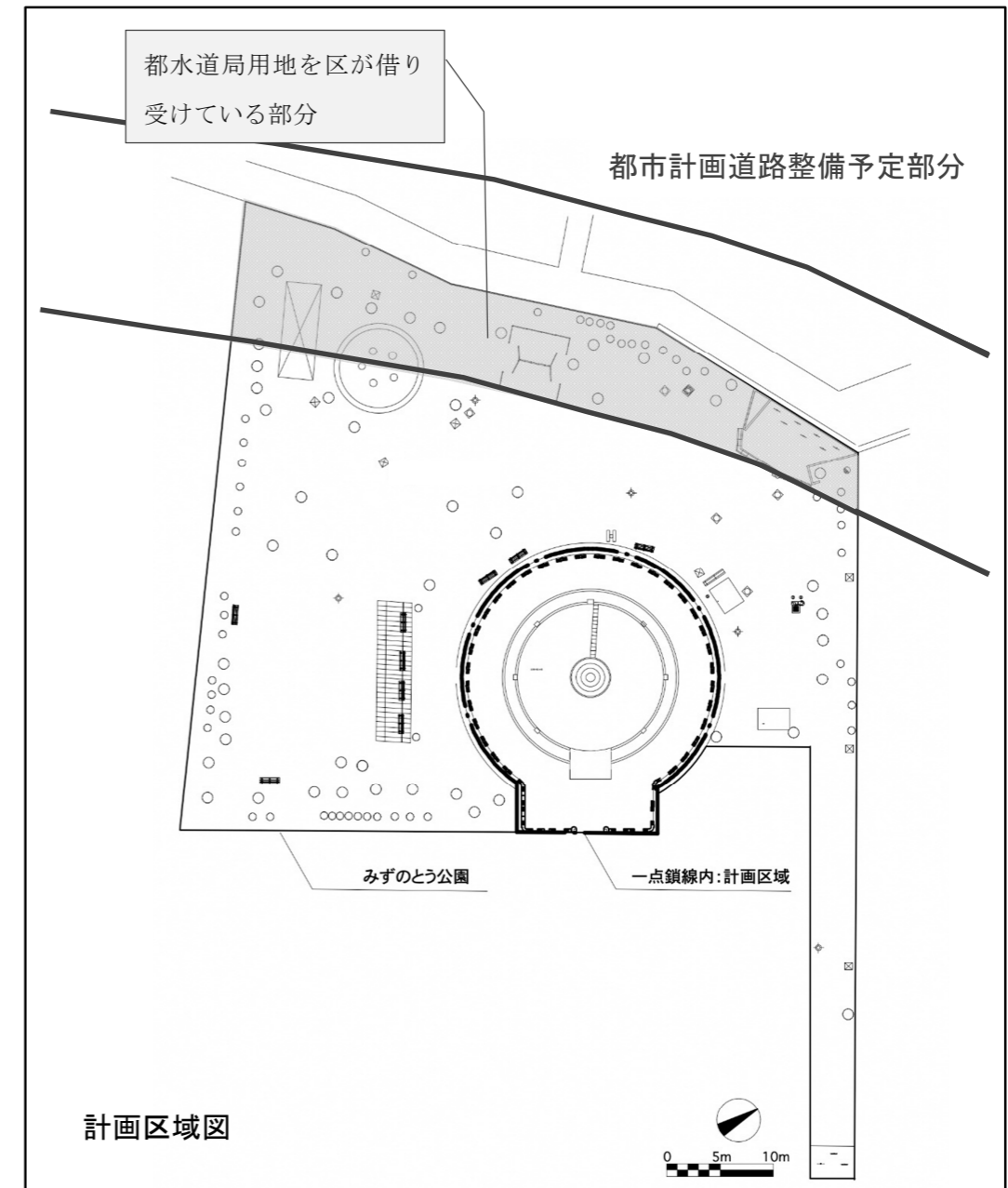
旧野方配水塔は、大容量の貯水が可能な設計である。構造形式は鉄筋コンクリート造で、塔全体を水槽として大容量の貯水を確保している。壁体の施工にあたっては、塔内の水漏れを防ぐため、鋼板を巻き、鋼板を電気溶接した後にコンクリートで被覆する入念な方法がとられ、電気溶接には当時の新しい技術「クォーシー・アーク式」が使われた。意匠は、円筒状にドーム型の屋根が乗り、階段室が縦に強調される形である。同様の形はこれ以降に建設された配水塔にも見られるため、配水塔の意匠の規範として認識されていたと考えられる。また当初より設けられている囲障が旧野方配水塔の周囲に現存している。

ウ 地域における価値

旧野方配水塔周辺は低層住宅地区で、旧野方配水塔は地域のランドマークとして親しまれている。周辺には、哲学堂公園（東京都指定名勝）の他、寺や神社、遺構などの地域の歴史を伝える建造物や史跡が多数分布しており、中野の歴史・文化に根差した個性的な景観を形成している。



また、補助 26 号線の延伸が完了した後は、哲学堂公園と同じ道路に面することになり、みどりと公園のネットワークを考える上でも重要な価値がある。



(5) 計画の目的

保存・活用に必要な維持管理や修理、改修などの為に、文化財として価値を有する部分を明確にし、保存の方針を定めるとともに、公開活用方針のあり方を検討し、活用方法を示すことが目的である。

(6) 基本方針

配水機能を有していた時代の外観や意匠を適切に保存するとともに、文化財の価値を現代に伝え、地域住民の理解に資するような活用に取り組む。今後、補助 26 号線の整備等により周辺環境が変化する可能性が高いことから、将来の計画改訂・補完も視野に入れた内容とする。

第2章 保存管理計画

(1) 改修履歴の概要について

「大谷口給水所既存配水塔記録保存委託報告書」(東京都水道局・東京水道サービス株式会社(平成16年7月))によると、昭和40年7月に大谷口配水塔、野方配水塔は休止となり、貯水槽内の水位はゼロとなった。その後、昭和47年7月31日に両配水施設は廃止された。昭和51～52年には東京都による震災対策事業となる設計が行われ、昭和52年には震災時の応急給水塔として整備された。この時の状態が現在の状況である。

(2) 保存状況について

劣化状況の要因は雨漏りや改造による不適切な雨水処理方法、建具周りの雨水の浸透であり、これらは躯体から屋根の劣化を進行させている。オイルペンキや近年の補修によるリシン吹付けについては経年劣化によるものである。

ア 外部

- ・外部の主な破損としては、外壁仕上げ材の剥落及び落下、躯体の鉄筋のサビが膨張して発生した爆裂、建具枠からの雨水浸透、雨水の排水不良等が確認できる。また、鉄筋の筋に沿ってヒビ割れやリシン吹付け材が欠損している。



外部の劣化及び破損(外壁仕上げ材の剥離と外部建具枠からの浸水)

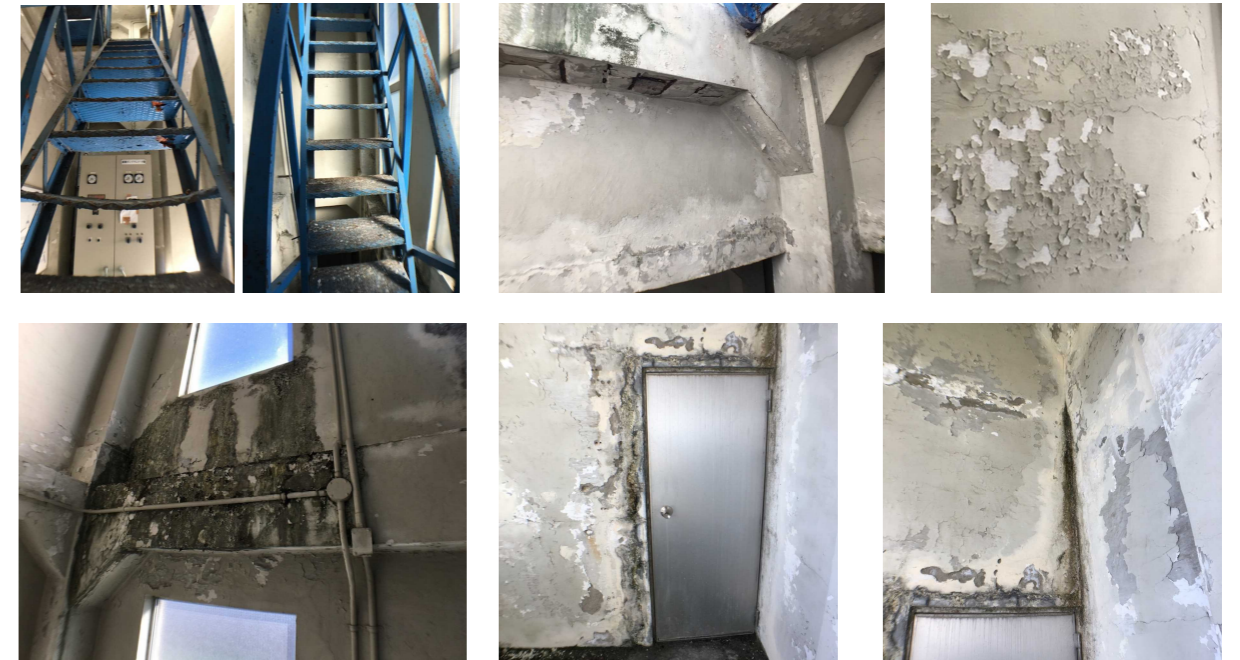
- ・外部ドーム部分の主な破損としては、アスファルトフェルト仕上げの剥落、防水モルタルのヒビ割れと部材の剥落及び落下が確認できる。



ドームの破損状況(ヒビ割れと仕上げ材の剥離)

イ 内部

- ・内部階段室の主な破損としては、鉄骨階段の塗装の剥がれや変形、躯体の鉄筋のサビが膨張して発生したクラックや爆裂、それによるコンクリート部分の落下、建具枠からの雨水浸透が確認できる。



内部階段と壁面の劣化

- ・内部歩廊及び水槽の主な破損としては、躯体の鉄筋のサビが膨張して発生した爆裂、建具枠からの雨水浸透、雨水の排水不良等が見受けられる。また、鉄筋の筋に沿ってヒビ割れが確認できる。



内部水槽部の劣化状況

(3) 保護の方針

保護の方針とは、文化庁が定めた「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」で求められる水準に準じ、旧野方配水塔の屋根、壁面、外装（部分）やその部材（部位）単位に重要性の優先度を設けるものである。旧野方配水塔の保護の方針を「主要な外観の保護に努め、配水塔としての機能を有していた状態を後世に伝えること」として、部分及び部位の設定を行う。

【保存部分】

外観に関しては、旧野方配水塔の当初図面によると階段室のある正面と上層部の外壁の仕上げを洗出し仕上げにするなど、他の外壁に比べ外部からの見え方に重きをおいている。これらの主要な部分である階段室、上層部、屋根については保存部分とする。

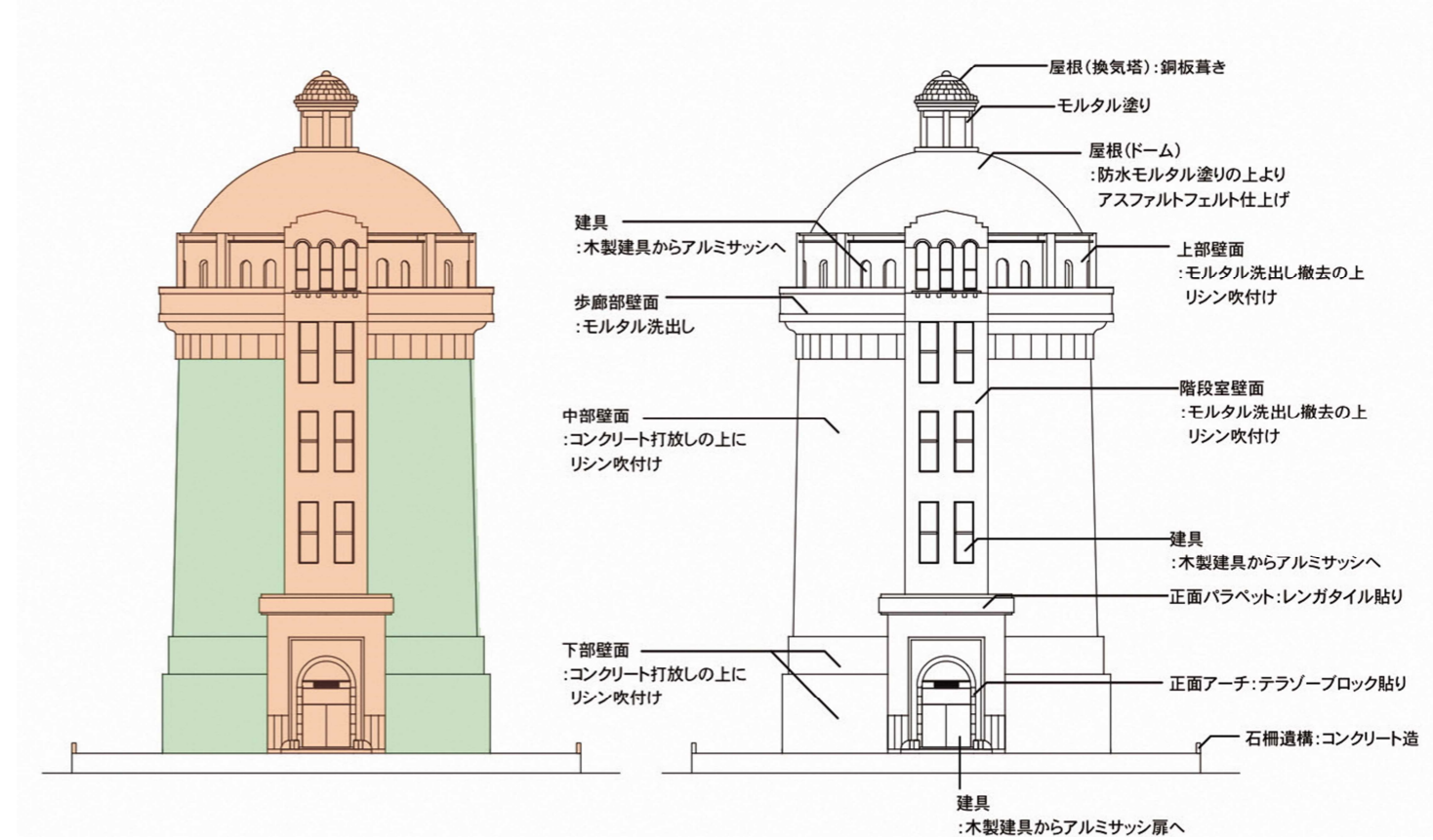
内部は、土木建造物の主要用途となる水槽及び上部の歩廊も創建時の状態をよく残している場所であり、保存部分とする。

【保全部分】

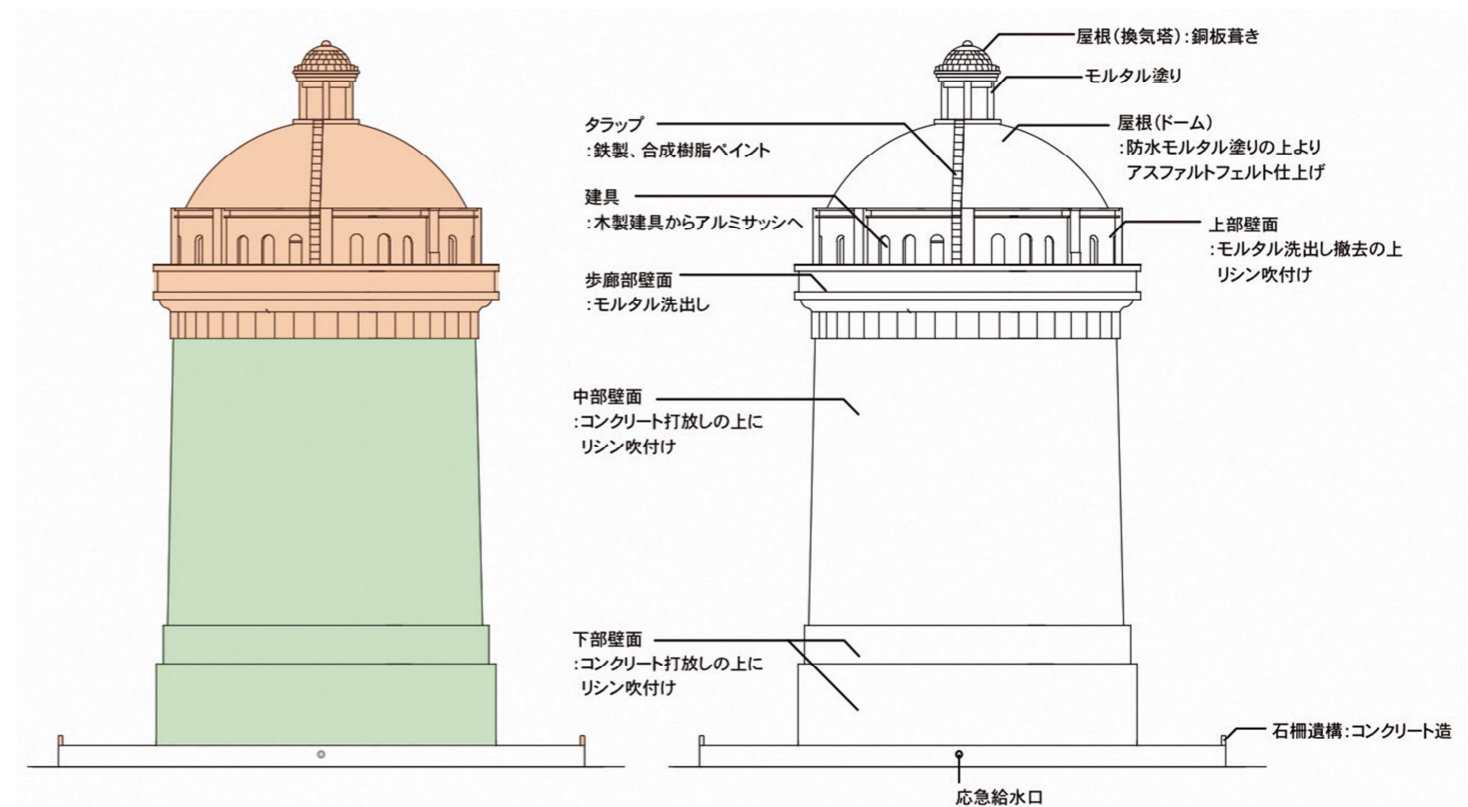
外観の背面側及び側面は、当初の仕上げは洗出し仕上げではなく、コンクリート打放しの一連の仕上げであり、現在はリシン吹付け仕上げである。これらの部分を保存部分に準じる保全部分とする。

階段室の内部については今後、見学等の公開活用による改変がある程度許容できる部分とする。旧野方配水塔当初柵内周囲（法面など）は、配水塔時代と比べ改変が著しく保全部分とする。

部分の設定	適用箇所	概説
保存部分	正面及び階段室、歩廊部分外観、屋根、水槽内部、歩廊部	建物の中心的な部屋であり、創建時の様子を良く残す。最も価値を有する部分である。この部分に関しては、なるべく保存を図り、改変が著しい部位は復元検討を図る。
保全部分	背面及び側面、階段室内部・ポンプ室・旧配水塔当初柵内周囲	管理用の部分だが、往時の意匠をよく残しており、保存部分に続き価値を有する部分であるが、公開活用等の安全面を考慮し、保存部分との調和に努める。
その他部分	該当なし	既に改変等が著しい又は大きな改変等が許される部分。

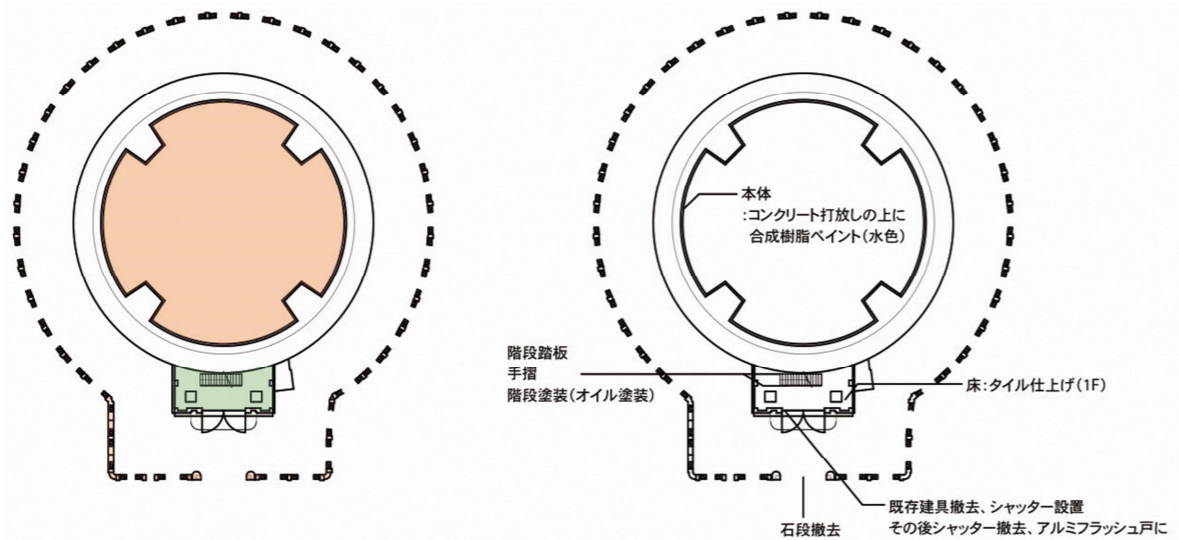
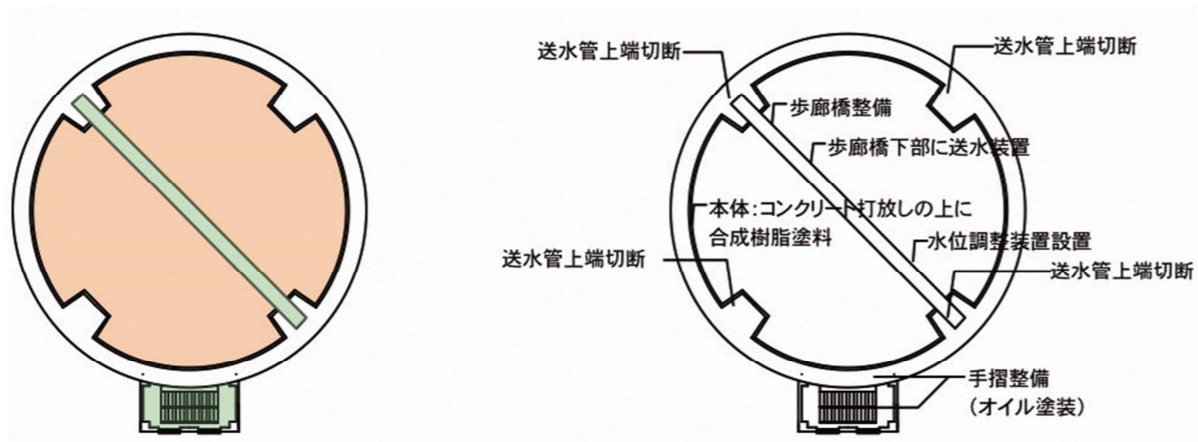
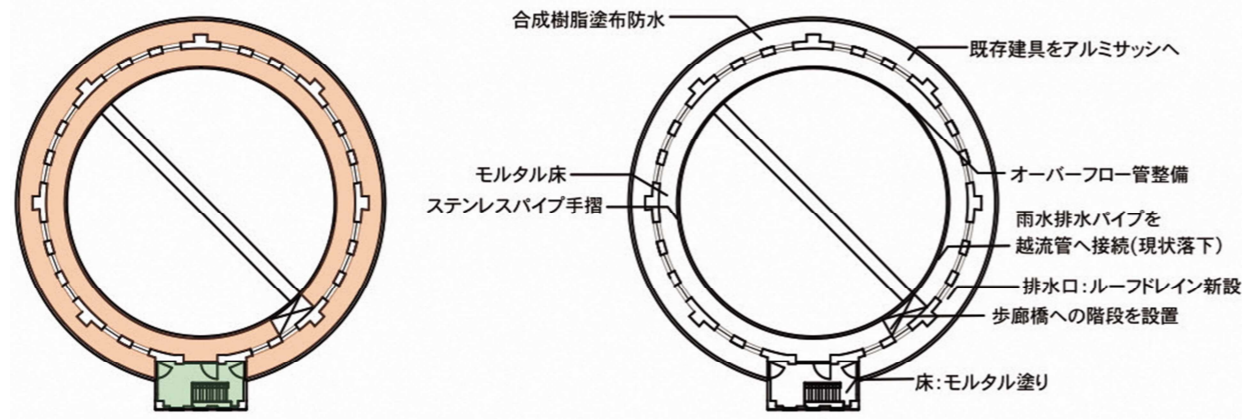


部分の設定（正面立面）



部分の設定（背面立面）

■ 保存部分 ■ 保全部分



部分の設定 (内部)

■ 保存部分 ■ 保全部分

【部位の設定】

部材(内外部の壁材・屋根材・建具材等、内部の天井材・床材等)を単位として、基準1から5まで設定する。今後の修理や調査によって、部材の年代や変遷が明らかになった場合は、当該部材の基準の設定を見直す。また、基準1～2の部位で、次の①～③に該当する場合は、材料や工法の変更の検討を可能とする。

- ①材料の保存が困難と判断された場合
- ②部材の劣化が進行している場合
- ③効果的な活用となり、かつ防災や安全面が高まる場合

なお、指定有形文化財を目指す場合は、文化財保護行政機関との事前協議および審議が必要である。

部位の設定	適用部位	概説
基準1	当初及び配水塔時代の部材や配管など	材料自体の保存を行う部位
基準2	当初及び配水塔時代の部材や配管などで定期的な維持管理が必要なもの	材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
基準3	昭和52年の震災対策事業により、災害用応急貯水槽として再生した時の配管や機器類	主たる形状及び色彩の配慮を必要とする部位
基準4	昭和52年以降に施された部材など	意匠上の配慮を必要とする部位
基準5	維持管理などで設置された電気設備、避雷針設備など	所有者の自由裁量に委ねられる部位

(4) 必要な応急修理箇所

旧野方配水塔は、耐震性能の不足による躯体の損傷は見られず、過去の雨水処理の改修状況が応急的であったことにより、劣化が進行している。劣化原因である雨水対策を早急に講じるとともに、躯体補修を行うことが当面必要である。各部位における危険度を次のように大別した。危険度S(周辺に大きな危険を及ぼす劣化、優先して修理を行う必要あり)、危険度A(周辺に危険を及ぼす劣化、早期に修理を行う必要あり)、危険度B(躯体に影響を及ぼす恐れがあり、修理を検討する必要あり)、危険度C(定期的なメンテナンスの必要あり)

(5) 具体的な対処方針

雨漏りしたドーム屋根から躯体が落下し、歩廊の柱脚や手摺上部のモルタル仕上げ材が剥落するなど、外部の中上層部分の部材劣化対策は早期の対処が必要である(危険度S)。また、鉄筋のサビによる爆裂により、内部の仕上材もクラックが生じ、部材が剥落しており、補修が必要である(危険度A)。なお、外壁面に第二次世界大戦の空襲による銃弾痕があるが、そのまま維持することは、技術的に難しい。記録保存などの検討を行う。

(6) 今後の保存修理計画

短期計画により躯体の部材剥落などが対象となる危険度S・Aの部位の修理・補修及び劣化の要因となっている雨水対策処置を改善する。危険度Bの部位においては、危険度S・Aの部位の修理や補修を行うことで、著しい劣化の進行を防ぐことができる。中期計画では、外部壁面などの上塗り仕上げ材の補修を行う。外部や建具などの当初の姿への復元と合わせて危険度B・Cの部位の修理も行う。中長期及び長期計画では、中期計画から継続する復元作業と、短期及び中期計画で修理した危険度が高い部材の維持管理を継続して行っていく。

(1) 環境保全の現状

旧野方配水塔は、区立みずのとう公園内に位置している。周辺は第一種低層住居専用地域であり、旧野方配水塔は、その高さから、地域のランドマークになっている。また、将来はみずのとう公園敷地の一部を含む範囲で補助26号線延伸部分の整備が行われる見込みであり、周辺の状況が大きく変化する可能性がある。第1章で前述したように、荒玉水道としての歴史や当初の配水システムも文化的な重要性を持ち、みずのとう公園、隣接する東京都水道局野方官舎の敷地、補助26号線といった関連する地点の環境についても把握する必要がある。

(2) 環境保全の課題

ア 旧野方配水塔の保護における課題

みずのとう公園内の樹木のうち、特に旧野方配水塔に近接しているものについては、直ちに旧野方配水塔の保護に影響を及ぼすものではないが、定期的な維持管理が必要である。

イ 公園としての課題

現在、公園内の大部分で旧野方配水塔を眺望できるが、一部の範囲で樹木が視界を遮り、全体をとらえにくい。また、公園が幼稚園に隣接しており、境はフェンスで区切られている。

地域による日常的な遊び場・憩いの場としての機能や、震災時の応急給水作業場としての機能を損なわないよう配慮しつつ、活用計画と合わせて環境保全を検討する必要がある。

ウ 景観における課題1(水道史・土木史を伝える眺望)

水道史・土木史上の価値を伝える上では、当初の敷地・施設や配管などの履歴を示すことも重要である。重要な遺構が発見された場合には、保全に配慮した整備や記録を残す。東側道路より旧野方配水塔を正面から眺望できるが幼稚園の建物に遮られ下部は見えない。

エ 景観における課題2(周辺からの眺望)

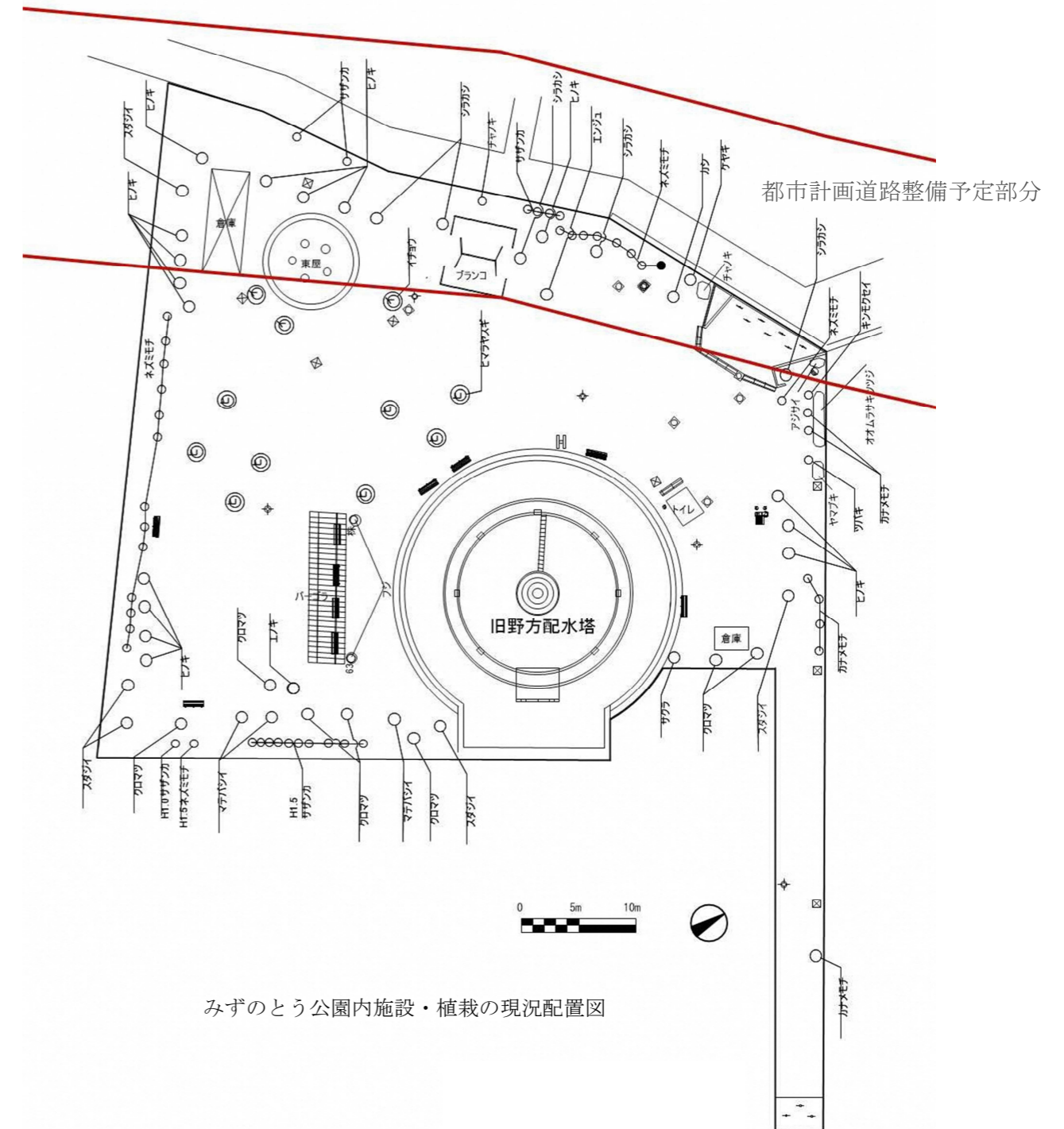
周辺住宅地や中野通りからの眺望は、一部に電線や建物の密度が原因で見えにくい箇所があるものの、概ね良好である。今後も、ランドマークとしての特徴を維持できるような景観形成を図る。

オ 将来における都市計画道路開通に伴う課題

補助26号線延伸の整備予定地にみずのとう公園の一部が含まれている。公園の利用状況を踏まえた、施設の再整備が必要である。旧野方配水塔の周辺地域における位置付けについては、都市計画道路の整備の進捗も踏まえて、関連部局との調整を図る。



みずのとう公園内の現状、及び周囲の状況



みずのとう公園内施設・植栽の現況配置図

(1) 想定される災害と対処の方針

旧野方配水塔において想定される主な災害

人為的な要因による災害としては、毀損（落書き等）・放火・盗難等、自然災害としては、落雷、地震、強風等が考えられる。周辺状況や建物の特徴に応じてこれらの災害への対策を検討し、方針を定める。

(2) 防火対策

火災時の安全性に関する課題

ア 当該文化財の燃焼特性

旧野方配水塔の構造は鉄筋コンクリート造であり、建物本体の燃焼性は低い。

イ 延焼の危険性

旧野方配水塔の敷地内には指定建造物以外の木造や燃えやすい建造物はなく、延焼の危険性も低い。

なお、敷地外については、東側に幼稚園が隣接しており、延焼や火災が発生した場合、熱により外部建具が割れ、内部の水槽などに煙が充満するなどの恐れがあり、対策が必要である。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現状では旧野方配水塔は無人であり、防火管理は不十分である。現在、敷地はフェンスで囲われており、配水塔内部への一般の立ち入りもないが、今後、活用計画に応じて、防災設備の設置等、具体的な防火管理計画を定める必要がある。

(3) 防犯対策

現状と課題

ア 事故歴

これまで、毀損・放火・盗難による大きな事故歴はない。ただし、塔外壁への落書きやゴミの放置など、比較的軽微な毀損が見られる。

イ 事故防止のために講じている措置

現状では、周囲のフェンスのみであり、十分な事故防止措置とはいえない。

ウ 現在及び将来の課題

将来は、活用を進めることで注目が集まり、毀損・放火・盗難等の危険性が高くなるおそれがあると考えられる。また、旧野方配水塔と公園内の樹木によって死角が生じるのは、防犯上好ましくない。公園と併せて改善をはかる必要がある。

今後の対処方針

修理工事時には、防犯カメラ等、公開・活用に適切に対応する機械警備システムの導入等を検討する。また、照明設備を整備し、夜間に一定の明るさを保つことも考えられる。これらの対処は、公園の防犯対策を踏まえて行う。また、幼稚園等の周辺施設と連絡体制を強化する。

(4) 雷害対策

現状と課題

ア 雷害対策のために講じている措置

旧野方配水塔は高さが20m以上であり、建築基準法上の義務に従って避雷針が設けられている。

イ 課題

周辺樹木や施設への落雷による火災や落雷の影響で生じる電気系統の不具合への対策が必要と考えられる。

今後の対処方針

周辺への落雷による火災については、前述の火災対策のとおりとする。

落雷の影響で生じる電気系統の不具合については、現在の設備だけでなく、防犯対策やライトアップ、内部への立ち入り等の活用の際に新設する設備についても留意する必要がある。そのため、今後の活用に応じて、必要な対策をとることとする。

(5) 耐震対策

平成20年度の耐震診断結果について

平成20（2008）年度の耐震診断結果は、現況、開口部を1か所または2か所追加した想定での診断において、基本的に耐震補強を要しない結果となった。ただし、一部の開口部には補強が必要である。

耐震改修促進法に則った診断を行った場合も同等の結果が得られると推定される。

無開口解析モデル（現況）：想定する地震動に対して許容値に収まり耐震補強を要しない結果となった。

開口設置解析モデル（開口1ヶ所）：幅2m×高さ3mの開口部を下部出入り口として設けたモデル。想定する地震動に対して許容値に収まり耐震補強を要しない結果となった。但し、開口部に袖壁形状等の補強改修が必要である。

開口設置解析モデル（開口2ヶ所）：幅2m×高さ3mの開口部を下部出入り口として2ヶ所設けたモデル。開口位置を対称とする場合と中心から90°の位置とする場合について検討した結果、想定する地震動に対して許容値に収まり耐震補強を要しない結果となった。但し、開口部に袖壁形状等の補強改修が必要である。

(6) 耐風対策

被害の想定

台風、冬季の季節風等の強風時には、窓ガラスの割損のほか、外壁の剥離、屋根材の飛散、樹木の折損・倒木による被害が想定される。

今後の対処方針

修理工事に際しては、強風下での窓ガラスの割損及び飛散を防止するための対策をとる。外壁・屋根材については、日常管理において破損状況の点検確認を行い、損壊箇所については早期の補修を行う。また、建造物周辺の樹木については、倒木・落枝等により文化財建造物に被害が生じないよう樹勢の管理を適切に行う。

第5章 活用計画

(1) 公開その他の活用の考え方

1) 公開と活用の基本的考え方

①地域のランドマークとしての公開と活用

現在も地域のランドマークといえる存在であり、周囲の樹木管理等の景観保全を図る。

②水道施設の遺構としての公開と活用

旧野方配水塔の建築史、水道システム（土木史・水道史）、地域史における価値を理解できる場として関連資料の整理等を行い、活用を図る。

〈水道システム〉

- ・東京の地形や人口に対応して計画された、荒玉水道のシステムを理解できるように計画する。解説等に際しては、表面に現れない配管等の設備にも留意する。

〈建築史〉

- ・旧野方配水塔の形状はその後の配水塔の造形の規範となっていることや、「再現することが容易でないもの」に該当するため、塔の形状やアーチ状の窓などデザイン等の外観を保全する。
- ・構造、材料等、容量3000m³近くを有する旧野方配水塔の建築的特徴を理解できるように計画する。

〈地域史〉

- ・昭和初期からランドマーク的存在として現地にあり、配水停止後も地域で長く親しまれてきた旧野方配水塔の価値を伝えるよう計画する。
- ・みずのとう公園内の文化財建造物としての活用を図る。

③文化財としての公開と活用

国登録有形文化財として、限定的な内部の公開方法を検討する。

2) 活用手法の例示

○修理や管理体制の構築、周辺状況の変化を考慮して、修理を行い、公開活用の検討を進める。

修理 : 破損・劣化箇所を修理し、付近への立ち入りが可能な状態にする。

外部公開 : 外観の保全、解説板の設置

: 外観の積極的な活用（照明設備の設置によるライトアップ）

内部公開 : 内部（低層部）の限定的な公開

内部公開に際し、文化財保護の観点より外部から見えない部分となる階段室側の水槽等に新たな開口部を設ける必要がある。水槽に開口部を設けることは第2章保存管理計画で設定した重要な部位に現状変更を講じることとなるが活用の可能性は高まる。耐震性の確保、避難等の安全性を向上することに課題がある。

: 用途変更を行い建築物として活用

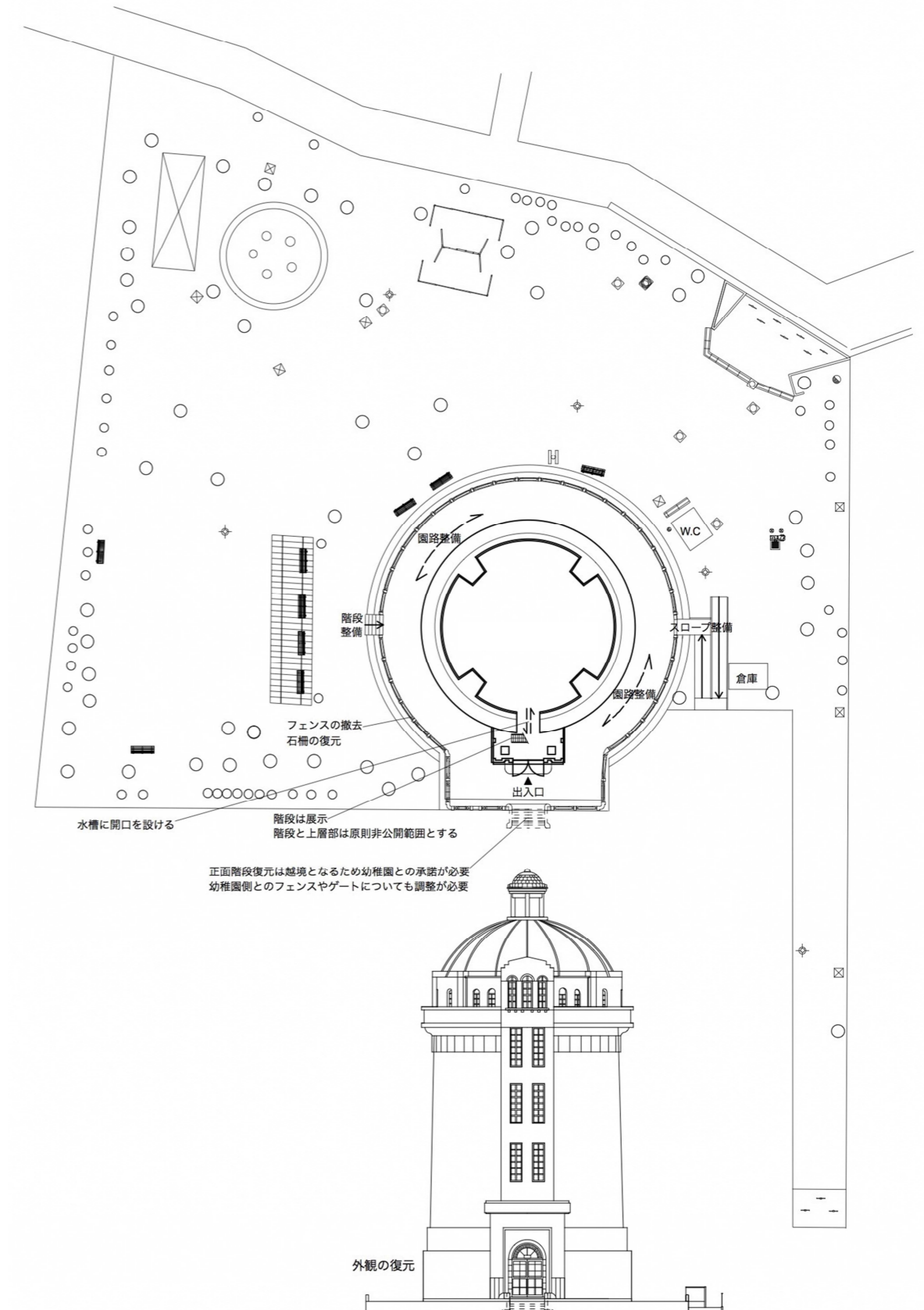
用途変更の申請が必要であり、建築基準法や消防法をはじめとした関連法令等に適合させることや管理方法や体制を見直すことが課題である。

: 上層部の公開も含めた活用

上層階での避難の問題、階段や昇降設備の整備などの課題が多い。

整備方針図案

外観と外構の復元を行い、スロープおよび階段、旧野方配水塔周囲の園路を整備し、新たに階段室側の水槽部に開口部を設けた場合の整備イメージを例示する。正面の石段の復元や境界フェンスについては幼稚園との調整が必要となる。



参考資料 公開・活用の手法の例示と課題

	公開・活用の手法	公開・活用の具体法（例）	実施にあたっての課題					
			安全管理	周辺環境	建築基準法	文化財保護法	都市公園法	その他
修理時	○破損・劣化箇所の修理公開	○修理現場の公開・解説	・公開時の安全確保		工作物に該当			
外部の公開活用	○外部・周囲の保全と公開 	【ハード整備】 ○周囲への解説板の設置 ○フェンスの更新 【ソフトの活用】 ○ガイドツアーやまち歩き ○パンフレット等の作成	・外壁、屋根、内壁、スラブ、天井の定期的なメンテナンス		工作物に該当 工作物であるため、建築基準法第88条より大規模な修繕・模様替えでも計画通知は不要（ただし、増築や用途変更など建築行為の場合は計画通知が必要）。	・登録有形文化財であるため、外観の通常望見できる範囲の1/4を超える現状変更は文化庁へ届出が必要。 ・（文化財保護法改正に応じた活用検討）		・フェンス内へ立入りのためのバリアフリー対策検討（レベル差の対応）。
	○外部の積極的な活用 	【ハード整備】 ○ライトアップ ・創建時の照明を復元・点灯 ・内部に照明を設置 【ソフトの活用】 ○外部・周囲の活用と関連したイベント 【事例】 ○駒沢配水塔（世田谷区）		・周辺住宅地への配慮	工作物に該当	・登録有形文化財であるため、外観の通常望見できる範囲の1/4を超える現状変更は文化庁へ届出が必要。 ・（文化財保護法改正に応じた活用検討）		・電気設備の新設
内部の公開活用	○文化財としての公開活用（水道施設の遺構として） ・躯体（水槽）に出入口のための穴をあける公開 	【ハード整備】 ○公開部分への解説板設置 ○歩廊部分の安全柵等の設置 ○水槽部に開口を設ける 【ソフトの活用】 ○公開日に合わせた内部の案内 ・内部を含めた現地案内・解説等	・災害に備えた入場者数制限等 ・水槽内部に溜まった水の排水		工作物に該当 ・公開活用の内容（ガイドをつけた土木遺構文化財としての見学を超えるイベントなど）により、用途変更の申請は必要と考えられる（建築物に該当となる）。	・登録有形文化財であるため、外観の通常望見できる範囲の1/4を超える現状変更は文化庁へ届出が必要。 ・水槽に出入口のための穴を開けることは登録有形文化財では特に問題ない。 ・指定文化財を目指す場合は文化財保護行政機関との事前の協議が必要。 ・（文化財保護法改正に応じた活用検討）		・内部の定期的なメンテナンス ・公開方法に応じた電気・空調・給排水設備の新設 ・内部のバリアフリー検討 ・内部公開時の体制の検討（平常時・災害時） ・企画・運営できる体制の検討
	○別の施設としての活用（用途の変更） ・不特定多数の人への公開活用となる用途では建築基準法・消防法の避難規定や安全性の観点で課題がある。	【ハード整備】 ○内部の空間を活かした整備（コンサートホール、図書館、美術館、スポーツ施設など） 【事例】 ○旧稲葉地配水塔（名古屋市）		・活用用途や方法について周辺の住民や施設（幼稚園）との調整が必要	建築物に該当となる ・左記の転用を行うと建築物となり、用途変更の申請が必要。建築指導部局との協議が必要。検査済証がないため、建築基準法適合調査のガイドラインに基づく判定が必要。 ・第一種低層住居専用地域で定める高さの限度10mを超える（基準法第55条3項一号より、適用除外は検討可能）。	・（文化財保護法改正に応じた活用検討） ⇨指定文化財となった場合、中野区が建築審査会の同意を得て指定したものは建築基準法3条1項三号より適用除外が可能。その場合、現状変更等の際は教育委員会と事前協議が必要。（区文化財保護条例）	現在は公園施設（教養施設）に該当し、文化財保護法による登録文化財であるため、建ぺい率の緩和が受けられる。	・内部の定期的なメンテナンス ・公開方法に応じた電気・空調・給排水設備の新設 ・内部のバリアフリー検討 ・内部公開時の体制の検討（平常時・災害時） ・企画・運営できる体制の検討
	○上層部を公開する活用 ・上層部歩廊を公開 	【ハード整備】 ○歩廊部分の安全柵等の設置 ○階段の改修 【ソフトの活用】 ○見学会 ○展望台としての活用 【事例】 ○栗山配水塔（千葉県）	・上層歩廊（外部）の悪天候時対策（強風、雨、雪、凍結時は非公開） ・災害に備えた入場者数制限等（二方向の避難経路確保は困難） ・階段の安全性向上（取替え、EVの検討） ・上層歩廊部の落下防止用安全柵等の設置	・上層部を公開する場合、周辺のプライバシーの配慮	工作物に該当（限定的な公開） ・常時公開する場合、建築物に該当となる。 ・外部にEVを設置すると増築扱いとなり計画通知の提出が必要。検査済証がないため、建築基準法適合調査のガイドラインに基づく判定が必要。 ・第一種低層住居専用地域で定める高さの限度10mを超える（基準法第55条3項一号より、適用除外は検討可能）。	・登録有形文化財であるため、外観の通常望見できる範囲の1/4を超える現状変更は文化庁へ届出が必要。 ⇨指定文化財となった場合、中野区が建築審査会の同意を得て指定したものは建築基準法3条1項三号より適用除外が可能。その場合、現状変更等の際は教育委員会と事前協議が必要。（区文化財保護条例） ・（文化財保護法改正に応じた活用検討）		・内部の定期的なメンテナンス ・公開方法に応じた電気・空調・給排水設備の新設 ・内部のバリアフリー検討 ・内部公開時の体制の検討（平常時・災害時） ・企画・運営できる体制の検討

第6章 保護に係る諸手続き

(1) 保護に係る諸手続き

旧野方配水塔の保存活用に当たって必要となる諸手続きについて、運用上の方針を定める。ただし、本項の定めにおいて明確でない行為については、その都度、東京都教育庁及び文化庁と協議するものとする。

(2) 登録有形文化財に係る諸手続き

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、同施行令（昭和50年政令第267号）及び登録有形文化財に係る登録手続き及び届出書等に関する規則（平成8年文部省令第29号）に基づく、登録有形文化財に求められる手続きを下表にまとめる。

届出が必要なもの

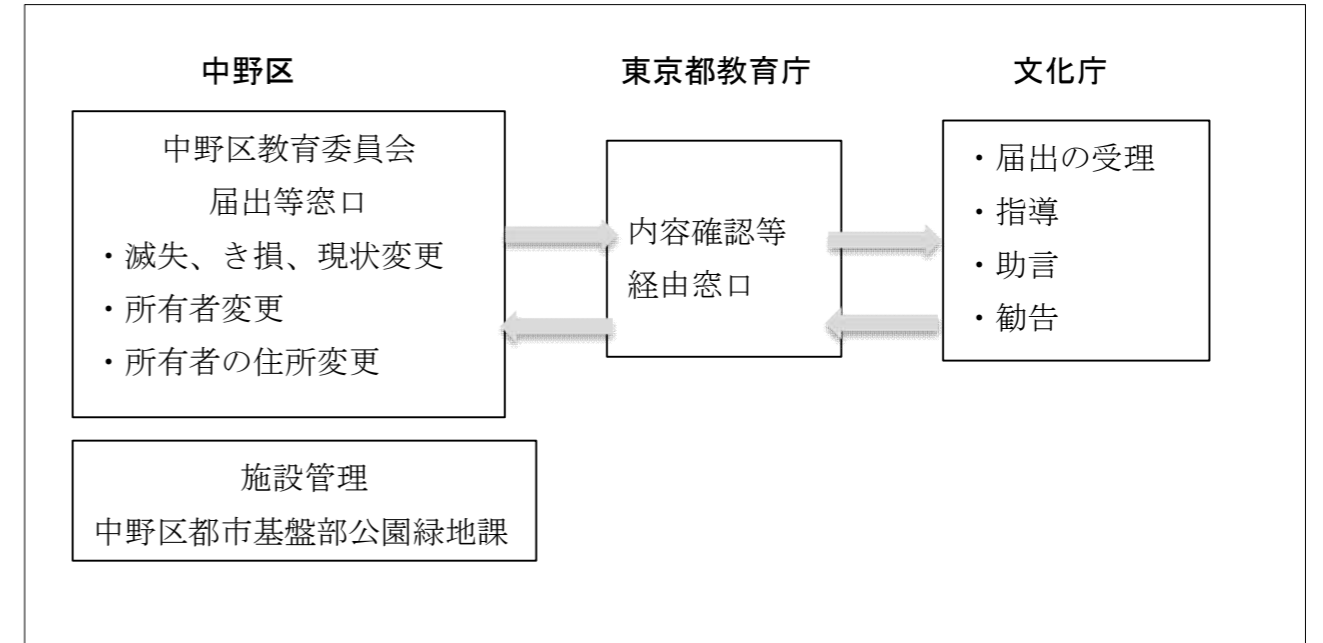
区分	状況等	届出の期限、手続きなど
滅失	地震による被害や事故、自然災害による消失など、登録有形文化財が失われた場合。	滅失の事実を知った日から10日以内
き損	上記のような原因で甚大な破損・損傷した場合。	き損の事実を知った日から10日以内
現状変更	文化財としての価値がある部分の位置・形状・材質・色合いなどを、通常望見できる外観の範囲の4分の1を超えて変更する場合。	現状変更しようとする日の30日前まで
所有者の変更		変更した日から20日以内
管理責任者の選任・変更	所有者が専ら自己の代わり登録有形文化財の管理の責めに任ずる者を選任・変更する場合。	選任・変更した日から20日以内 (所有者と管理責任者との連署)
所有者又は管理責任者の氏名、名称、住所の変更		変更した日から20日以内
登録の抹消	文化財指定を受けた場合 ・重要文化財に指定された場合 ・東京都指定有形文化財に指定された場合 ・中野区指定有形文化財に指定された場合 文部科学大臣がその保存及び活用のための措置を講じる必要がなくなったと認める場合。その他、特殊の事情があると認める場合。	登録抹消の通知を受けてから30日以内に登録証を返付

届出が必要としないもの

区分	状況等
維持の措置	登録有形文化財の維持を目的とした行為で、現状を変更する部分の面積が通常望見できる外観範囲の4分の1以下である場合。 き損している又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するための応急の措置をする場合。
非常災害のための必要な応急措置	
他の法令の規定による現状変更命令に基づく措置	

(3) 届出の流れ

登録有形文化財に係る届出の流れは、以下のとおりである。



(4) 本活用計画の内容変更について

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について東京都教育庁及び文化庁文化財部参事官（建造物担当）と事前に協議を行う。

変更後の計画は、重要文化財(建造物)保存活用計画策定指針(平成11年3月24日、文化財保護部長裁定)に基づき、変更前の計画を添えて東京都教育庁を経由して文化庁へ提出し、確認を受ける。